視点1 「現に困難を抱える子どもが安心して過ごすための環境づくり」

1 いじめ・不登校関連施策

【取り上げた施策】

- 「いじめに関する意識調査」の実施
- ネットパトロールによるネットトラブルの対応
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- 「心のサポーター配置モデル事業」の実施
- 相談指導学級の活用

【行政としての課題、評価】

- ・ 認知されたいじめについては、多くが解決されているものの、中には解決までに 長期間かかったり、不登校になったりする子どももおり、継続した取組が必要であ る。
- ・ 不登校児童生徒数は、依然として高い数値で推移しており、札幌市の重点課題として捉えている。平成24年度から実施する心のサポーター配置モデル事業を含め、 今後も様々な取組を進めていく予定である。

【子どもの権利委員会から出された課題・評価】

- ・ 「いじめに関する意識調査」(以下「いじめ調査」という。) については、この調査が各学校で生かされているということだが、設問の内容や記名のあり方について、工夫の余地がある。
- ・ いじめ調査の結果の中に「いじめられている人にも原因があれば仕方ないと思う」 という回答が多く、これをどう捉えていくか考える必要がある。
- ・ 今日の情報化の進展による子どもへの影響を考えると、専門業者によるネットパトロールは有効である。一方、個人の電子メールでのやり取りやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の中でパスワードのかかったものなど、把握することが難しいものについても、意識しておく必要がある。
- ・ インターネットの分野では子どもの方が保護者よりも詳しいことも多いため、保 護者への啓発も必要である。
- すべての市立学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもや保護者への相談、 教員に対する助言を行っており、いじめや虐待にとどまらず家庭内の問題を含めて、 さまざまな相談に応じており、非常に機能している。一方で、相談数の増加や相談 内容の複雑化から、一人のスクールカウンセラーが対処できることには限界があり、 時間的制約や人員の確保という面では課題が見受けられる。
- ・ スクールソーシャルワーカーについては、学校では対応が困難な事例について、 家庭と学校をつなぐ役割として機能している。一方、スクールカウンセラーと同様 に、時間的制約もあり、現在の体制では十分とはいえない。
- ・ いじめをしていて、それがいじめだと思っていない子どもがいるが、そうした子どもに対しては、子どもだけではなく、保護者に対してもスクールカウンセラーや スクールソーシャルワーカーが介入してもらいたい。

- ・ 「心のサポーター」は、子どもたちに寄り添うことを第一の目的としており、学 習支援や相談などにおいて、効果が出ているという意見が多数あるということだが、 今後もよりよい制度となるよう努力することが大事である。
- ・ 学校現場では、担任の教師だけでは、対応しきれない問題も多く、「心のサポーター」が入ることは、教師だけではなく子どもが救われる取組である。しかし、学校内での立場がどのように保障されているのかが分かりにくい。

- ・ いじめや不登校について、起きた問題に対する施策と同時に未然に防ぐという視点をもって、施策を進めていくことが重要であるため、大人も含めて人権教育の推進に一層取り組んでいくこと。
- いじめや不登校の解決に当たっては、学校内だけではなく、学校と家庭・保護者、 行政などが連携して子どもを守るという取組を行っていくこと。
- ・ 「いじめに関する意識調査」については、設問の内容、記名式のあり方、現場の 教員の声の反映、調査結果の活用など、単に結果を把握するものにとどまらず、予 防も含めてより効果的なものとなるよう検討すること。
- ・ 「ネットパトロール」については、継続して実施し、特に緊急性、危険性の高い ものについては、これまで以上に早急に的確に対応していくこと。 また、オベアのインターネット犯罪に対応することは困難であっても、党に最新の
 - また、すべてのインターネット犯罪に対応することは困難であっても、常に最新の 問題にも対応するよう取り組むこと。さらに、こうしたトラブルに巻き込まれない よう、情報モラル教育を子どもだけはなく、保護者に対しても取り組んでいくこと。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて、利用者である子 どもやその保護者が安心して容易に利用できるよう、その定員及び時間の拡大や質 の確保に努めること。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや心のサポーターについて、 それぞれの役割を分かりやすく発信すること。

2 学びの機会の提供

【取り上げた施策】

- 子どもの学びの環境づくり事業(フリースクール等民間施設への支援)
- さっぽろまなびのサポート事業

【行政としての課題、評価】

- ・ フリースクール等に対する財政的支援については、補助開始後の事務を進めるな かで、事業の評価をしていく予定である。
- さっぽろまなびのサポート事業については、事業を進めるなかで、評価をしていく予定である。

【子どもの権利委員会から出された課題・評価】

- ・ フリースクール等の民間施設(以下「フリースクール等」という。)の活動を支援するため、平成24年度より事業補助を開始したということだが、平成22年度の不登校児童生徒数は約1,700名で、フリースクール等に通う児童生徒数は平成23年12月で196名であり、1割程度の児童生徒しか恩恵をうけないこととなっている。フリースクール等への補助は、有効なものであるが、そこに通っていない不登校児童生徒についても、学びの確保の観点から、より実効性のある対策が必要となる。
- ・ フリースクール等に通う児童生徒の在籍校は、子どもや保護者と常に接触し、学習状況を把握しているようだが、フリースクール等に通う子どもの中には、ちがう学び方をしたいという子どももいるため、補助を受けたりすることにより、週何時間以上の授業が必要等の網をかけると逆効果になってしまう心配がある。
- ・ 生活保護世帯の中学生を対象とし、「さっぽろまなびのサポート事業」を平成 24 年度からモデル事業で新たに実施し、西区内で 30 名程度の子どもが登録を行っているが、全市的に広げていく必要がある。
- ・ 地域では、ボランティアで小中学生を対象とした学習支援を実施している事例も ある。こうした取組を広げていってもらいたい。

- ・ すべての子どもに基礎学力の学びの保障をする必要がある。子どもの権利の保障 の視点から、特に学校やフリースクール等にも行くことができない子どもに対して もセーフティネットの仕組みを充実させること。
- ・ 現在モデル的に実施している「まなびのサポート事業」について、対象や規模を 含めて拡大すること。
- ・ 地域でボランティアなどが実施している学習支援について、今後とも充実する方 向で支援する必要がある。

視点2「子どもにとってより身近に、安心して相談できる環境づくり」

1 乳幼児の保護者を対象とした子育て支援関連施策

【取り上げた施策】

- 子育てに関する相談・支援
- ・ 子育てに関する情報提供
- 子育てサロンでの支援
- 母子保健に関する訪問指導
- その他の支援

【行政としての課題、評価】

・ 地域全体で子育て家庭を支えることが出来るよう地域や関係機関と連携を行うと ともに、事業の充実や効果的な情報提供によって、子育てに対する不安感や負担感 の解消に努めていく。

【子どもの権利委員会から出された課題・評価】

- ・ 保護者、地域、施設と行政が子どもをみんなで見ていくということに視点を置き、 緊密に連携していくことが必要である。
- ・ 調査の結果では、平成15年度と20年度の比較で子育てに対する不安や負担を感じないという人が10ポイント増えており、ある程度施策の効果が反映されているという印象を受けるが、どの施策が効果的に機能したのかおさえて、今後の施策に生かしていくことが必要である。また、そのためにももっと短い期間で調査するべきである。
- ・ 不安をまったく感じない人が増えているが、そこだけをとらえるのではなく、聞くべき声を聞けていないのではないかという姿勢をとることが必要である。困難な状況にある家庭は、外に出ていくことや意見を言うことが難しく、不安感を持っていても行政に届きにくいので、積極的なアウトリーチも考えるべきである。
- ・ なかなか外に出たがらない人たちの情報をもっている機関と、外に出ている人たちと関わっている機関をシステム的に機能させていくことが必要である。

- ・ 子どもをみんなで育てていくという視点をもって、保護者、地域等と緊密に連携 していくこと。
- ・ 子育てサロンの利用者等に対し定期的にアンケート調査などを行い、施策が効果 的に機能したかを適切に把握し、子育て支援関連施策に反映させていくこと。
- ・ 外に出たがらない家庭、社会とつながりにくい状況の家庭等について、積極的な アウトリーチ等で意見を聞き、その状況の把握に努めること。

2 児童相談体制強化に向けた取組

【取り上げた施策】

- 児童相談体制強化プランの策定
- 区家庭児童相談室の設置
- ・ 子ども安心ホットラインの設置
- オレンジリボン地域協力員の創設
- 要対協の活性化等、関係機関との連携

【行政としての課題、評価】

・ 児童虐待防止の取組みは、早期発見と早期対策が肝要であることから市民一人一人が児童虐待問題に関し主体的に関わっていけるよう意識啓蒙を図るとともに、相談窓口に関しても広く市民に知っていただくよう積極的に周知していくことが必要である。

【子どもの権利委員会から出された課題・評価】

- ・ 児童相談所内に 24 時間 365 日体制による「子ども安心ホットライン」を平成 23 年9月に開設し、さまざまな広報活動を行っているということだが、そのことを知らない市民もいると思うので、工夫が必要。
- ・ 「オレンジリボン協力員」を増やし、地域に児童虐待の早期発見の体制を作ることが必要である。
- ・ 児童虐待に関しては、DV(ドメスティックバイオレンス)など、家庭内の問題 も関連性も考えて、取り組んでもらいたい。
- ・ 学校のスクールカウンセラーは、子どもたちの相談と同様に保護者の相談を受けており、関係機関につないだり、児童相談所につないだりという形をとっているため、スクールカウンセラーの勤務時間をさらに広げることが、児童虐待への対応としてもよいのではないか。

- ・ 社会全体が児童虐待を絶対許さないという認識を持ち、児童虐待の早期発見、早期対応を進めるため、オレンジリボン協力員を増やすなど、地域の体制づくりを進めること。
- ・ 「子ども安心ホットライン」について、相談したい人が相談したいときに相談できるよう、広報普及を進めること。特に、新たに親になった世帯や他都市からの転入者にも周知すること。
- ・ 児童虐待だけではなく、子どもに関する相談に対しては、DV(ドメスティックバイオレンス)や貧困など、家庭内の問題などの関連性も考えて取り組むこと。

3 子どもアシストセンターの運営

【取り上げた施策】

- 運営体制
- ・ 相談・救済の流れ
- · 広報·啓発活動
- 関係機関との連携

【行政としての課題、評価】

- ・ 子どもアシストセンターの開設後、相談件数は増えており、特に子ども本人から の相談が増加している。このことは、子どもが安心して相談できる機関として子ど もアシストセンターが一定程度認知されてきている結果と考えられる。
- ・ 大人からの相談が減少しており、そのことが調整活動件数減少の大きな要因となっていると考えられる。子どものみならず大人からも信頼され相談を寄せられる機関であることが必要であると考えられるので、今後も、広報活動を工夫して一層の周知を図るとともに、実効性のある機関であることについて広く発信していきたい。

【子どもの権利委員会から出された課題・評価】

- 明確な子どもの権利侵害であるいじめ問題と児童虐待に重点的に取り組んでいく ことを検討する必要がある。
- ・ 大人からの相談が減少することにより、調整や申立ての件数が減少するということでは、救済機関としての実効性に問題があるので、大人への広報・普及を進めるべきである。マスコミなどを活用して、一般の方に届けるような工夫が求められる。
- ・ ほかにもさまざまな機関があり、連携しているということだが、団体だけでなく、 相談員の連携も必要である。また、子どもたちにいろいろな機関があることを分かってもらうことが必要である。
- ・ 出前講座などを行う際には、具体的事例を交えて、いじめは犯罪であるということを強い形で啓発していくことが必要である。
- 4,000 件も相談があるにもかかわらず、その目的等の詳細を子どもたちが分かっていない救済機関の存在意義とは何かを考えたうえで取り組んでいくことが必要である。

- ・ 子どもの権利救済機関として、子どもに寄り添い、子どもの権利を守っていく機 関であることを明確に打ち出し、子どもたちに対し積極的に普及啓発を行うこと。
- ・ 調整及び申立て件数を増やして、子どもの権利救済機関としての実効性を確保するため、大人への普及啓発を進めること。普及啓発に当たっては、地下鉄のつり広告やマスコミなどを活用し、効果的な方法を検討すること。
- 情報共有を図るために他の相談機関と連携する場合には、団体としての連携だけではなく、相談員同士の連携も検討すること。